

令和元年度新規（更新）指定介護保険事業者研修

各サービス共通事項

令和元年度

和歌山県

介護サービス指導室

目 次

各サービス共通事項について

① 管理者の責務と役割について	P. 1
② 高齢者虐待防止法について	P. 3
③ 指定後の各種届出について	P. 21
④ 指定居宅サービス等の基準に関する条例等について	P. 30
⑤ 事故発生時の対応について	P. 32
⑥ 「介護サービス情報の公表」制度について	P. 39
⑦ 生活保護法指定介護機関制度について	P. 42
⑧ 業務管理体制について	P. 47

管理者の責務

☆ **指定介護老人福祉施設の開設者**は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

※指定介護老人福祉施設（介護保険法第88条第6項）

- ・指定居宅サービス事業者（介護保険法第74条第6項）
- ・介護老人保健施設（介護保険法第97条第7項）
- ・介護医療院（介護保険法第111条第7項）

① **指定介護老人福祉施設の管理者**は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

※指定介護老人福祉施設（基準省令第22条1項）

- ・訪問介護（基準省令第28条第1項）
- ・通所介護（基準省令第52条第1項）
- ・介護老人保健施設（基準省令第24条1項）

※上記に限らず、介護保険サービス事業所の管理者には同様の役割があります。

② **指定介護老人福祉施設の管理者**は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

※指定介護老人福祉施設（基準省令第22条2項）

- ・訪問介護（基準省令第28条第2項）
- ・通所介護（基準省令第52条第2項）
- ・介護老人保健施設（基準省令第24条2項）

※上記に限らず、介護保険サービス事業所の管理者には同様の役割があります。

・管理者は、連座制の対象となる「役員等」に含まれる。

※**連座制とは**、一事業所の指定取消が、その事業者の同一サービス類型内の他事業所の新規指定・更新の拒否につながる仕組み

管理者の役割(業務)

法令遵守

- ・人員配置の管理方法の把握
- ・利用者数、サービス提供時間の管理
- ・利益供与禁止の管理
- ・従業者数の管理

事業所運営

- ・契約書、重要事項説明書の説明、交付、同意の管理
- ・サービス利用申込みに係る対応等
- ・記録の整備、管理

介護保険サービス管理

- ・サービス計画の作成、説明、記録等の業務管理
- ・サービス提供に必要な助言・指導
- ・家族との連携、交流の確保管理

人事労務・安全衛生の管理

- ・労働条件全般管理
- ・従業者の勤怠管理
- ・従業者の研修管理
- ・安全衛生管理

基本理念

給付管理 出納管理

- ・給付管理、利用料等現金受領等に関する会計管理

災害・リスク マネジメント

- ・災害発生時の対応
- ・相談・苦情マネジメント
- ・事故発生時の対応と記録

サービスの質の向上

- ・サービスの質の評価、向上に関する管理
- ・サービス情報の公表制度への対応

変更届・更新等

- ・変更届、更新等の管理

高齢者の虐待防止・ 人権擁護

- ・高齢者虐待防止法に基づく事業所としての管理
- ・利用者の人権擁護

運営に関する基準

(提供拒否の禁止)

指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

※ 指定介護老人福祉施設（基準省令第4条の2）

※ 他の介護保険サービスにおいても同趣旨の規程が定められています。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について、 第4 運営に関する基準 2 提供拒否の禁止)

基準省令第4条の2は、原則として、入所申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。**提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは**、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することが困難な場合である。

高齢者虐待防止法について

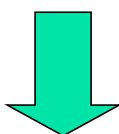
令和元年度
和歌山県長寿社会課
介護サービス指導室

1

高齢者虐待防止法の目的（第1条）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」

- ①「高齢者の尊厳の保持」を大きな理念とする
- ②「尊厳の保持」を妨げる高齢者虐待の防止が極めて重要
- ③そのための必要な措置を定める



高齢者の権利利益を守る！

3

2

高齢者虐待防止法による定義（第2条）

■高齢者とは

- ① 65歳以上の者
- ② 65歳未満の者であって、養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

■高齢者虐待とは

- ① 養護者による高齢者虐待
- ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待

■養護者・養介護施設従事者等とは

- ① 養護者
(*高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者)
- ② 養介護施設従事者等
(*老人福祉法・介護保険法に定める「養介護施設」「養介護事業」の業務に従事する者)

3

高齢者虐待防止法に定める 「養介護施設従事者等」の範囲（第20条）

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も対象）	老人居宅生活事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者※
介護保険法による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業	

※業務に従事する者には、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。

高齢者虐待の種別

- 身体的虐待
- 介護・世話の放棄・放任
(ネグレクト)
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待

5

身体的虐待とは？

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(例)

① 暴力的行為※

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など

③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

6

身体拘束に対する考え方

介護保険施設等では利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「**緊急やむを得ない**」場合を除いて、**身体拘束その他の行動制限は原則禁止**（指定基準等による）

身体拘束することで・・・

○**身体的弊害**

- ・ 関節の拘縮、筋力低下やじよく創の発生
- ・ 食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下
- ・ 拘束により無理な立ち上がりによる転倒事故

が発生

○**精神的弊害**

- ・ 屈辱等の精神的な苦痛からくる人間としての人権侵害
- ・ 認知症の進行、せん妄の頻発
- ・ 家族の精神的苦痛、罪悪感

○**社会的弊害**

- ・ 施設に対する社会的偏見

7

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車イスやイス、ベッドに体幹や四肢を**ひも等で縛る**
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を**ひも等で縛る**
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを**柵で囲む**
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を**ひも等で縛る**
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する**ミトン型の手袋等をつける**
- ⑥ 車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないよう、**Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルをつける**
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の**立ち上がり**を妨げるようなイスを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、**介護衣(つなぎ服)**を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を**ひも等で縛る**
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、**向精神薬を過剰に服用させる**
- ⑪ 自分の意思で開けることができない居室等に**隔離する**

出典：「身体拘束ゼロへの手引」平成13年：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

緊急やむを得ない場合とは・・・

○切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

○非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

○一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

以上の3つ全てを満たしていることが必要

「緊急やむを得ない場合」でない身体拘束は高齢者虐待に該当する。

9

緊急やむを得ない場合の手続き

- 「緊急やむを得ない場合」の判断は、個人で行うのではなく施設全体として判断することが必要
- 本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を十分に説明し同意を求めること
- 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること
- 身体拘束の態様及び時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない

身体的拘束等の適正化を図るための措置 (平成30年度施行)

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

11

介護・世話の放棄・放任とは？ (ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(例)

- ① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
 - ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
 - ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
 - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
 - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
 - ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
 - ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など

(介護・世話の放棄・放任の例) 続き

- ② **高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為**
 - ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
 - ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など
- ③ **必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為**
 - ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
 - ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など
- ④ **高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置**
 - ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など
- ⑤ **その他職務上の義務を著しく怠ること**

13

心理的虐待とは？

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(例)

- ① **威嚇的な発言、態度**
 - ・怒鳴る、罵る。
 - ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 など
- ② **侮辱的な発言、態度**
 - ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
 - ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
 - ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
 - ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など

(心理的虐待の例) 続き

③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など

④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など

15

(心理的虐待の例) 続き

⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など

⑦ その他

- 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

性的虐待とは？

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(例)

- 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要
 - ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
 - ・ 性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
 - ・ わいせつな映像や写真をみせる。
 - ・ 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
 - ・ 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
 - ・ 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

17

経済的虐待とは？

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限したりすること。

(例)

- 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
 - ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
 - ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
 - ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
 - ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

など

11

18

高齢者虐待の早期発見について

- 高齢者虐待を発見しやすい者に早期発見の
努力義務

→養介護施設、病院、保健所等

→養介護施設従事者、医師、保健師、弁護士等

(法第5条)

19

通報の義務

発見者	虐待発生の場所	虐待の状況	市町村への通報義務
虐待を発見した者 養介護施設従事者等	家庭など養護者による養護が行われている場	高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合	通報しなければならない(義務)
	養介護施設、養介護事業	上記以外の状態	通報するよう努めなくてはならない(努力義務)
養介護施設従事者等	自身が従事する養介護施設、養介護事業	虐待の程度にかかわらず	通報しなければならない(義務)

守秘義務との関係

- 通報を行うことは、守秘義務には妨げられない
 ※「虚偽」（虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う）や
 過失（一般の人から見て虐待があったと「思った」こと
 に合理性がない）を除く
 （法第21条第6項）

不利益取扱いの禁止

- 通報したことによる不利益な扱い（解雇、降格、
 減給など）は禁止（虚偽・過失は除く）
 （法第21条第7項）

21

和歌山県における養介護施設従事者等による高齢者虐待について

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
相談通報件数	4	6	9	9	11	18	18	27	16	17
うち虐待を受けた と判断された件数	1	0	2	2	1	4	4	3	2	0
被虐待者数	1	0	15	9	1	5	51	3	6	0

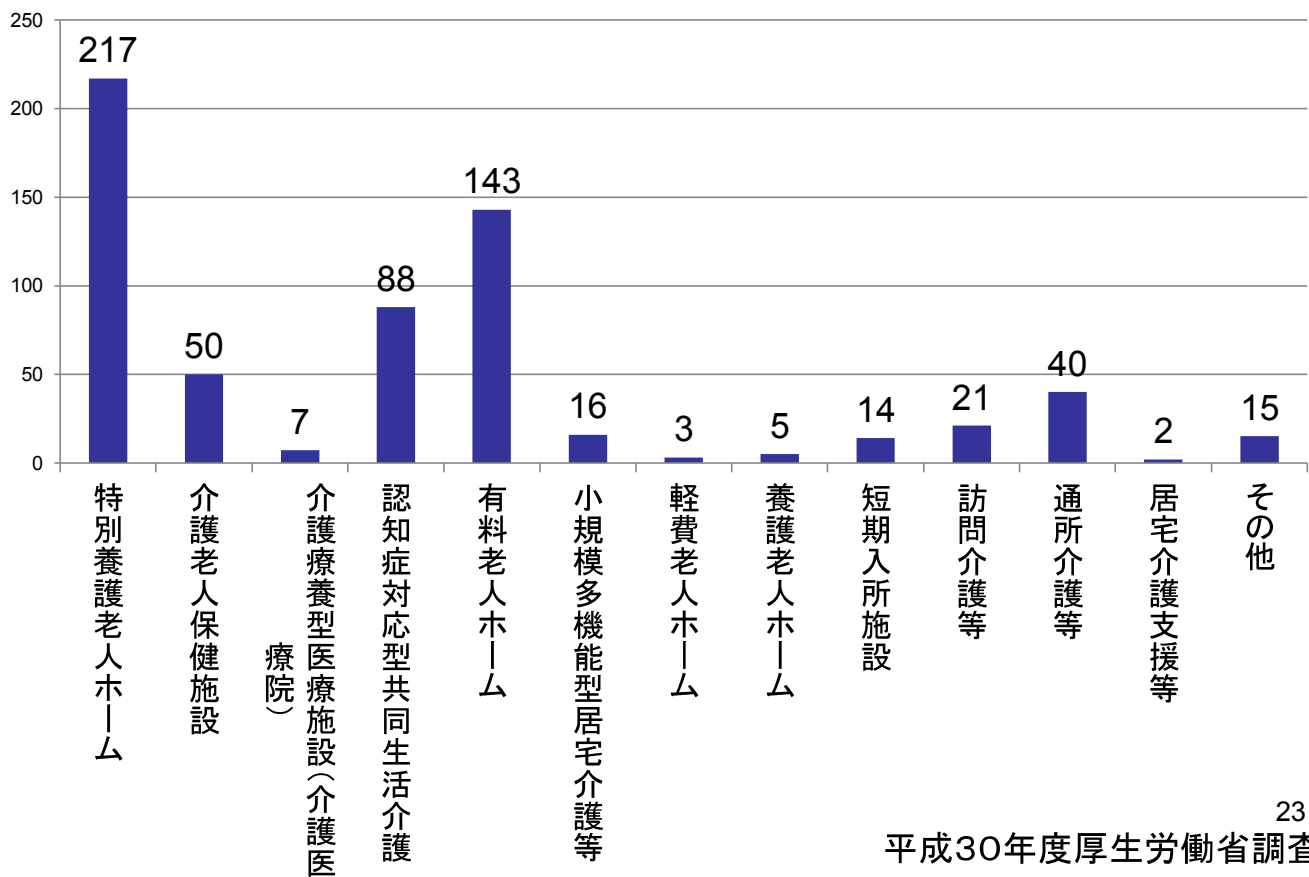
○虐待があった施設等の種類

- 平成20年度：介護老人福祉施設：介護職員
 平成21年度：介護老人保健施設：介護職員
 平成23年度：通所介護：介護職員、看護職員
 平成24年度：特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護：介護職員
 平成25年度：特別養護老人ホーム：介護職員
 平成26年度：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護
 有料老人ホーム：介護職員、管理職
 平成27年度：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護
 ：介護職員、経営者
 平成28年度：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム
 ：介護職員、管理職
 平成29年度：介護老人保健施設、有料老人ホーム¹³：介護職員、管理職

22

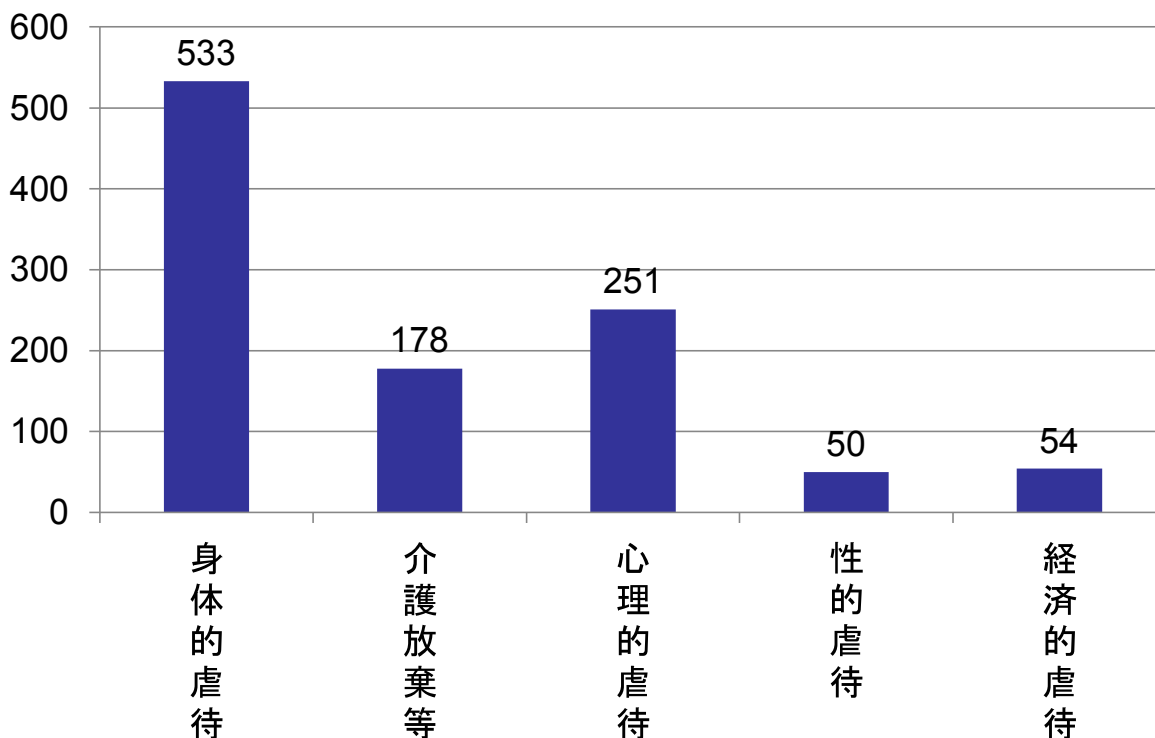
虐待の事実が認められた事例の施設・事業所の種別

件



養介護施設従事者等による高齢者虐待の種別

人



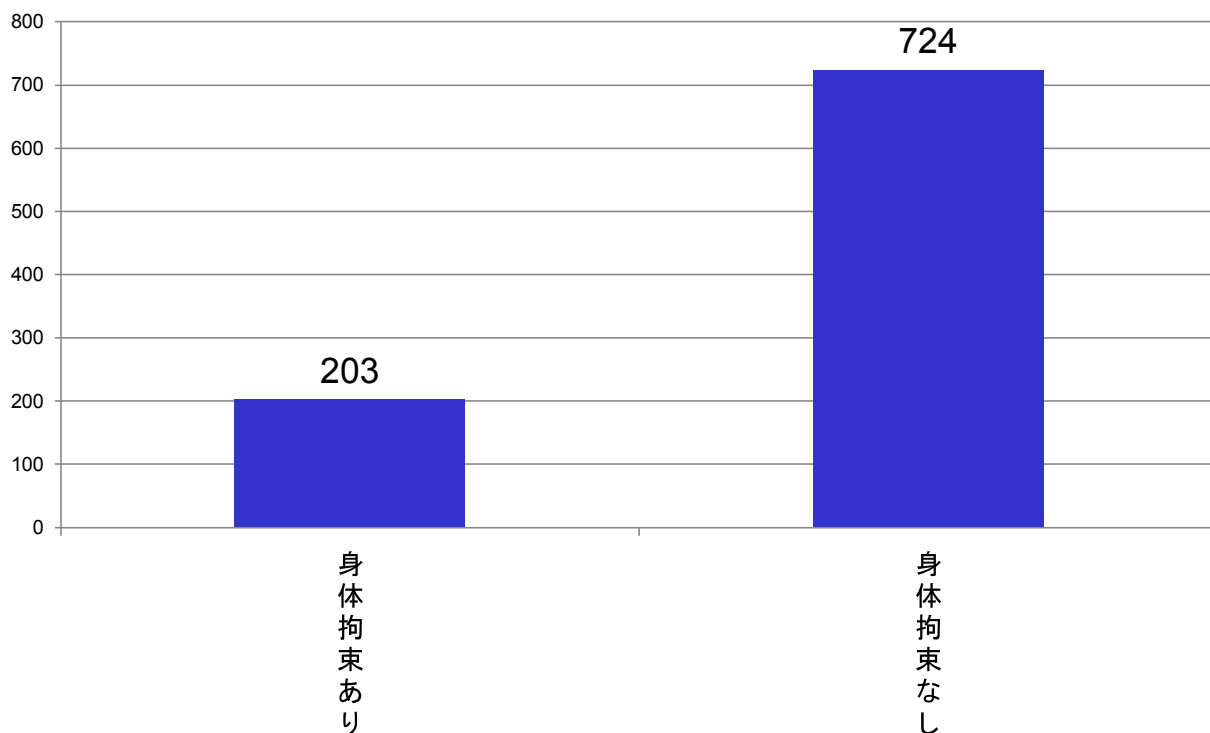
※1人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数927人と一致しない。

24

平成30年度厚生労働省調査より

身体的虐待に該当する身体拘束の有無

人

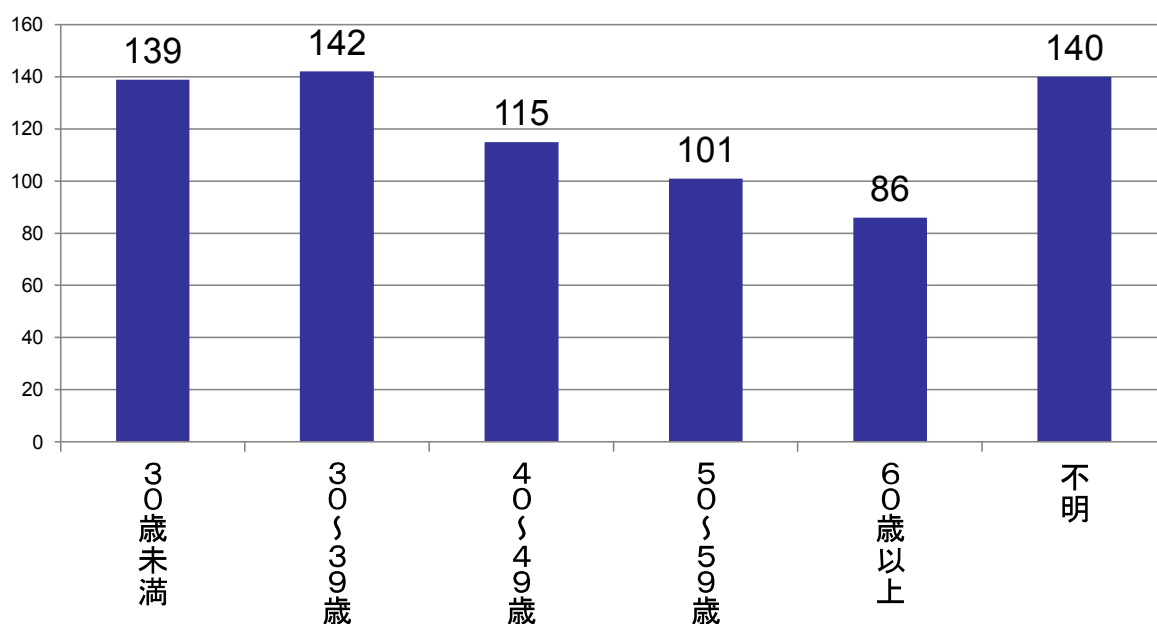


25

平成30年度厚生労働省調査より

虐待を行った養介護施設従事者の年齢

件



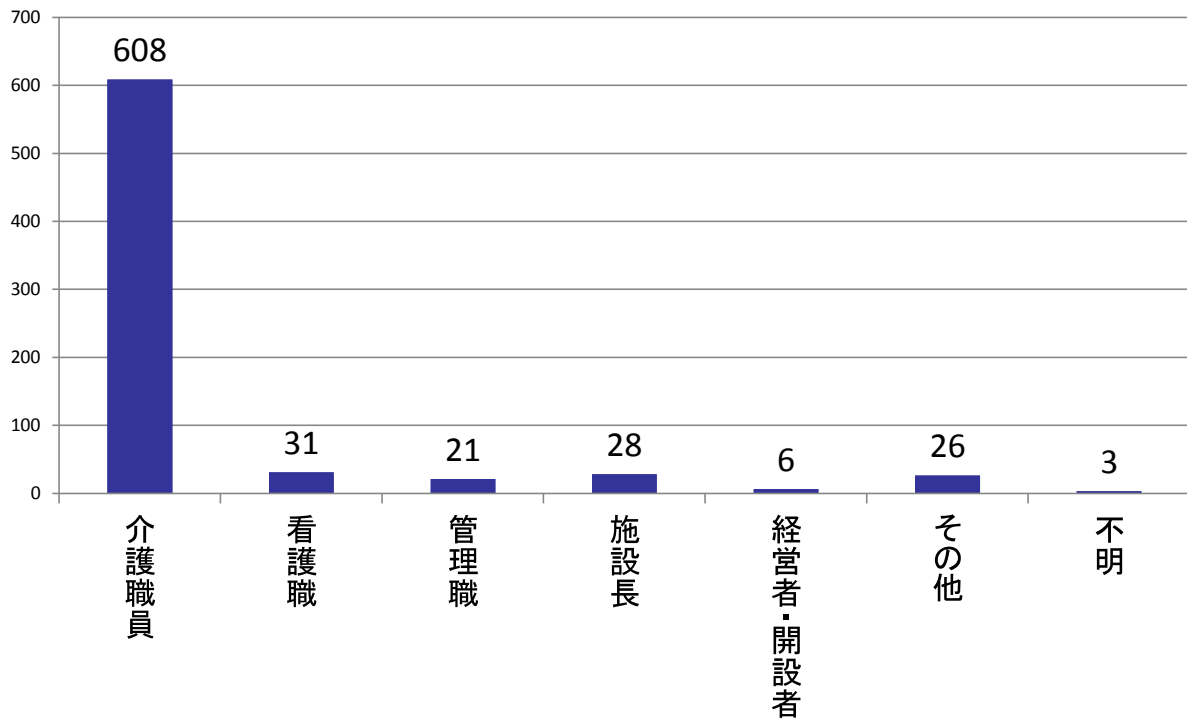
15

26

平成30年度厚生労働省調査より

虐待を行った養介護施設従事者の職種

件

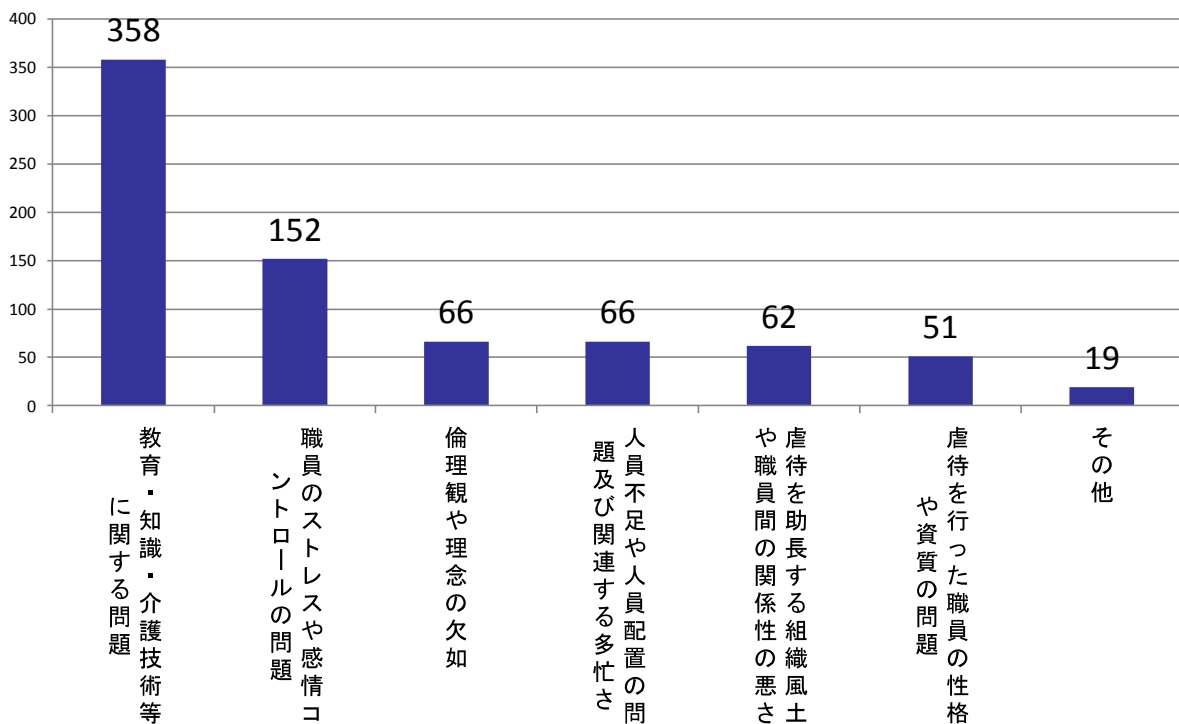


27

平成30年度厚生労働省調査より

虐待の発生要因

件

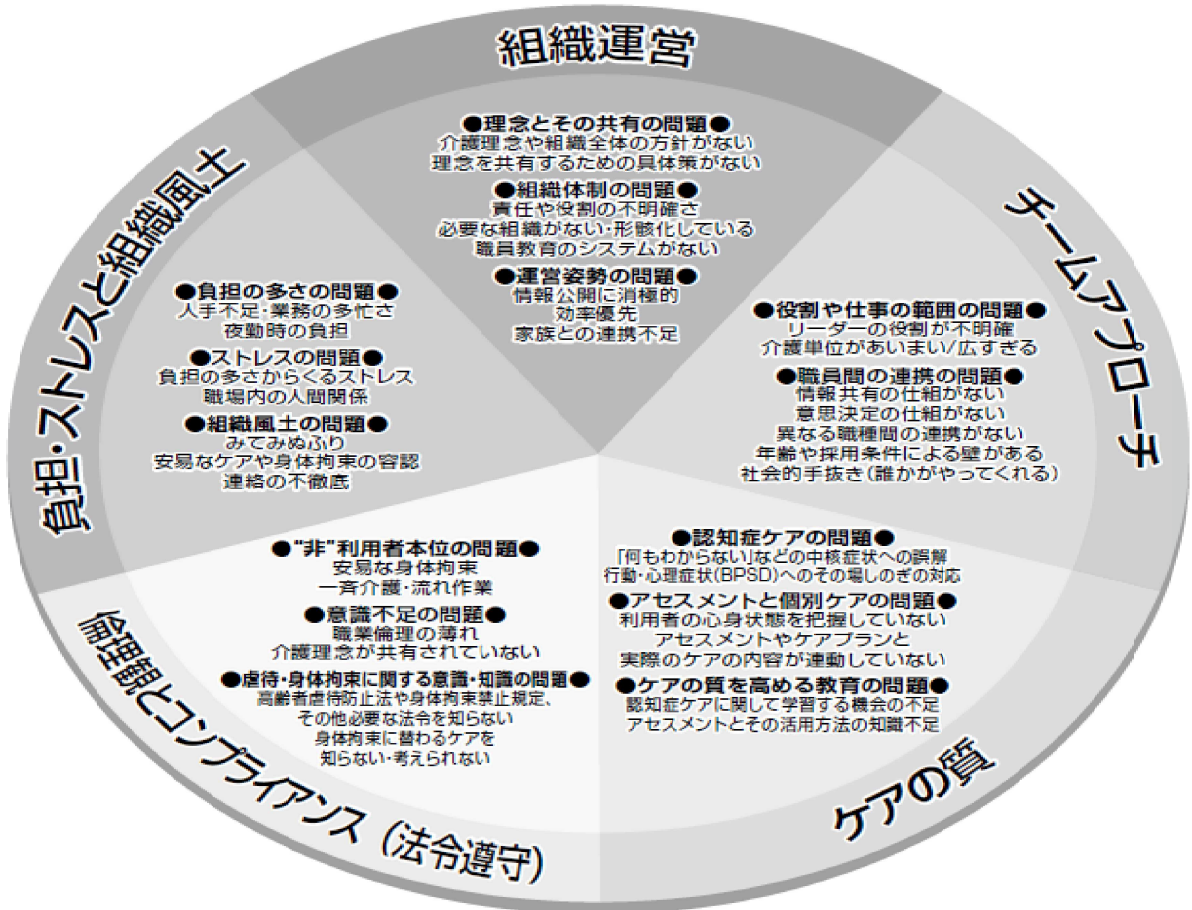


16

28

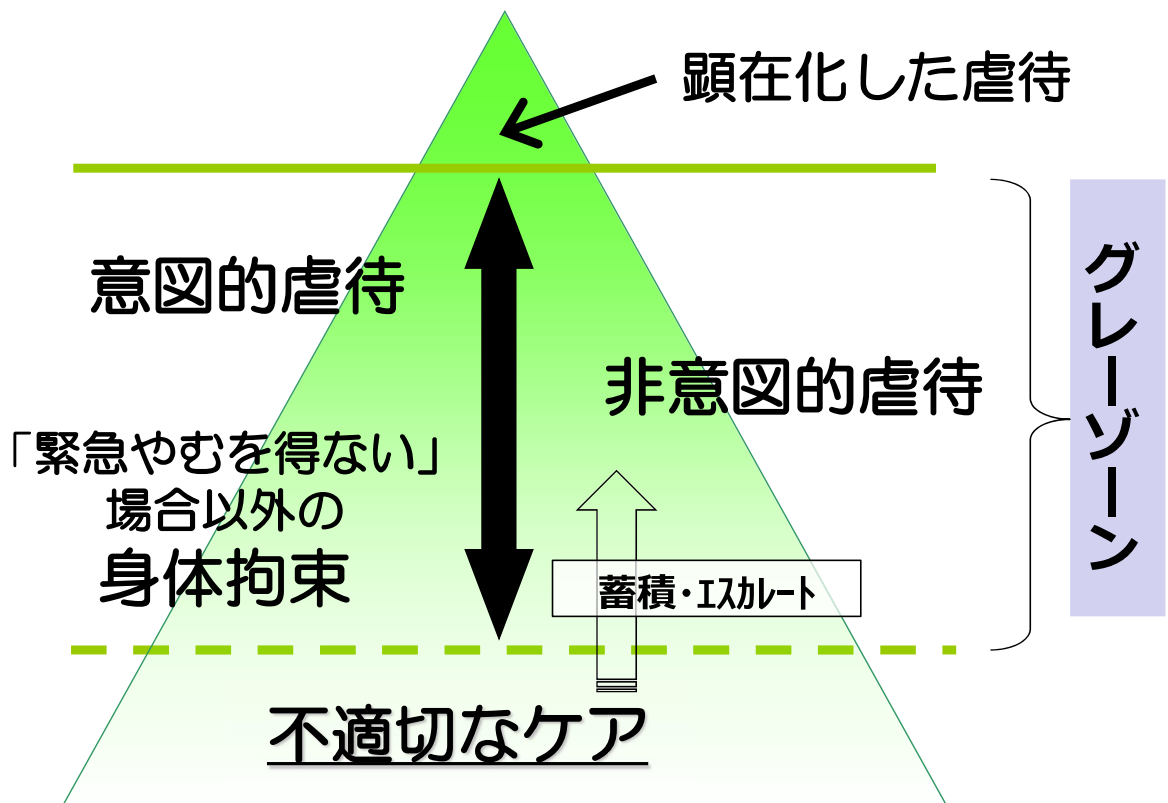
平成30年度厚生労働省調査より

養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

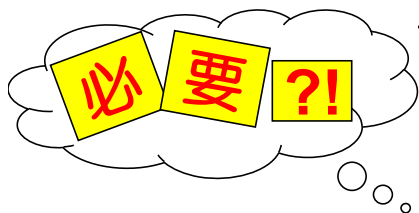


出典「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」(認知症介護研究・研修仙台センター)

「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」の図



「高齢者虐待」を考えるための視点①



では、定義にあてはまらない場合は、対応する必要はないでしょうか？

利用者が同じことを繰り返し訴えると、無視したり、「ちょっと待って！」等強い口調で答える。

自力で食事摂取が可能だが、時間がかかる利用者に対して、時間の節約のため職員がすべて介助してしまう。

一斉介護のスケジュールがあるからという理由で、利用者の臥床、離床、起床等を半強制的に行う。

利用者に口頭で何度か入浴を促したが拒否されたので、その後は誘うことなく、1ヶ月ほど入浴していない。

31

「高齢者虐待」を考えるための視点②

× 法律の定義にあてはまらない場合、対応は必要ない

◎ 「高齢者が他者から不適切な扱いにより**権利利益を侵害**される状態や**生命・健康生活が損なわれ**るような状態におかれること」

「虐待している」「虐待されている」という自覚がなくても、虐待の場合がある。
自覚の有無で判断されるわけではない。

18

法の規定からは虐待にあたるか判断しがたくとも、同様に防止・対応をはかることが必要

32

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

(高齢者虐待防止法第20条)

研修の実施、苦情処理体制の整備、その他防止のための措置を講ずることが求められる。

1) 管理職・職員の研修、資質向上

- ① 各施設内で職員への法制度、介護技術、認知症への理解を深めるための研修
- ② 職員のストレス対策（メンタルヘルスに配慮した職員面談、怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントに関する研修）
- ③ 虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備
（施設等にとってマイナスと思われる事案が発生した場合、上司等からの叱責を従事者等が恐れて隠蔽するのではなく、迅速に報告がなされるような風通しの良い組織づくり等）

※管理職が中心となって、組織全体としての意識醸成、取組の推進が重要

33

2) 情報公開

養介護施設等に第三者である外部の目（地域住民等との積極的な交流等）を積極的に入れることが有効

3) 苦情処理体制

- ・施設長等の責任の下、運用されているかどうか適切に把握
- ・サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切

4) 組織的運営の改善

- ・研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制を自主的に点検し、必要に応じて体制を見直し、運用を改善する必要がある。
- ・「ヒヤリハット報告書」を活用し、組織内リスク要因の洗い出しに努めることも有効です。
- ・事故やヒヤリハットを個人の責任としない組織風土を作り、認知症高齢者等への対応で苦慮している養介護施設従事者等に対し、ケア能力や対応スキルが低いという指摘だけで終わることなく、ねぎらいの言葉をかける教育・指導方法も検討

高齢者虐待防止のために

- 施設従事者のための自己チェックリスト
- 管理者・経営者のための自己チェックリスト

県長寿社会課ホームページ内に掲載

(解説あり)

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/kourei_syagyakutai/gyakutaicheck.html

35



* 認知症介護研究・研修仙台センターに係る資料は以下より入手可
認知症介護研究・研修センターホームページ
「認知症介護情報ネットワーク」(DCnet)
<http://www.dcnet.gr.jp>

指定後の各種届出について

指定後の各種届出等は、事業所の所在地（和歌山市を除く）を所管する各振興局の担当窓口で受け付けます。

なお、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業サービスに関する指定事務等については、各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

【サービスの種類】

県が指定（和歌山市内の事業所除く）	
介護給付	<p>【居宅サービス】</p> <p>①訪問介護（共生型サービスを含む） ⑦通所リハビリテーション ②訪問入浴介護 ⑧短期入所生活介護 ③訪問看護 ⑨短期入所療養介護 ④訪問リハビリテーション ⑩特定施設入居者生活介護 ⑤居宅療養管理指導 ⑪福祉用具貸与 ⑥通所介護（共生型サービスを含む） ⑫特定福祉用具販売</p> <p>【施設サービス】</p> <p>①介護老人福祉施設 ③介護療養型医療施設（<u>新規申請は受け付けていない</u>） ②介護老人保健施設 ④介護医療院</p>
予防給付	<p>【介護予防サービス】</p> <p>①介護予防訪問入浴介護 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション ⑥介護予防短期入所生活介護 ⑦介護予防短期入所療養介護 ⑧介護予防特定施設入居者生活介護 ⑨介護予防福祉用具貸与 ⑩特定介護予防福祉用具販売</p>

市町村が指定	
介護給付	<p>【居宅介護支援】</p> <p>【地域密着型サービス】</p> <p>①定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>②夜間対応型訪問介護</p> <p>③地域密着型通所介護</p> <p>④認知症対応型通所介護</p> <p>⑤小規模多機能型居宅介護</p> <p>⑥認知症対応型共同生活介護</p> <p>⑦地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>⑨看護小規模多機能型居宅介護</p>
予防給付	<p>【介護予防支援】</p> <p>【地域密着型介護予防サービス】</p> <p>①介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>②介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>③介護予防認知症対応型共同生活介護</p>
介護予防 日常生活 総合支援 事業	①訪問型サービス、②通所型サービス等

【指定後の各種届出・申請】

○変更届

事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に届け出る必要があります。(介護保険法第75条第1項、第82条第1項、第89条第1項、99条第1項及び第115条の5第1項)

変更の届出が必要な事項
<ul style="list-style-type: none">・事業所（施設）の名称・事業所（施設）の所在地・申請者の名称・主たる事務所の所在地・代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所・登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）・事業所（施設）の建物の構造・専用区画等・備品（訪問入浴介護事業所及び介護予防訪問入浴介護事業）・事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設は事前に承認を受けること）・サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴・運営規程・協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関・事業所の種別・提供する居宅療養管理指導の種類・事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)・利用者、入所者又は入院患者の定員・福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）・併設施設の状況等・役員の氏名、生年月日及び住所・介護支援専門員の氏名及びその登録番号

※「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出の特例

本県では、運営規程に定める内容のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については年に1回の届出で足りるとしています。ただし、「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更事項が次に該当する場合は、「変更届出の特例」は適用されませんので、変更日から10日以内に変更届を提出して下さい。

- ・ 事業所（施設）の管理者（施設長）の氏名及び住所の変更
- ・ 訪問介護事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所の変更
- ・ 居宅介護支援事業所及び介護保険施設の介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更
- ・ 特定施設入居者生活介護の計画作成担当者の氏名及びその登録番号の変更

○廃止届及び休止届

事業を廃止または休止するときは、廃止または休止の日の1月前までに届け出る必要があります。（介護保険法第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項）

○再開届

休止していた事業を再開した場合は、再開の日から10日以内に届け出てください。（介護保険法第75条第1項、第82条第1項及び第115条の5第1項）

○更新申請

事業所の指定は、6年ごとに更新を行わなければ効力を失います。（介護保険法第70条の2、第79条の2、第86条の2、第94条の2及び第115条の11）なお、提出期限は、指定有効期限が月の末日の場合は当該期限満了日の属する月の5日（5日が閉庁日の場合は直後の開庁日）、末日以外の場合は、有効期限満了日が属する月の前月の5日（5日が閉庁日の場合は直後の開庁日）となっております。

例：7月31日が指定有効期限→7月5日までに提出
7月25日が指定有効期限→6月5日までに提出

【介護報酬算定手続】

サービス種別（介護予防含む）	提出日
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（共生型サービスを含む） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護（共生型サービスを含む） ・通所リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・居宅介護支援 	<p>毎月15日まで（翌月から算定）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 	<p>毎月末日まで（翌月から算定） （受理日が1日の場合はその月から算定）</p>

<注意事項>

- ①和歌山市内の事業所等については、和歌山市役所指導監査課にお問い合わせください。
- ②地域密着型（介護予防）サービス事業所等の市町村指定の事業所については、各市町村介護保険担当課にお問い合わせください。
- ③事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった場合は、基準に該当しなくなった日から算定できなくなりますので、速やかに提出をお願いします。
- ④（介護予防）訪問看護における緊急時訪問看護加算については、届出を受理した日から算定できます。
- ⑤同一事業所でも、複数のサービスを行っている場合は、提出書類はサービス毎にそれぞれ別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービス及び介護予防サービスについては、一括して作成することができます。
- ⑥添付書類・資料については、A4サイズで提出していただくようお願いいたします。

【届出等提出先一覧】

所在市町村	提出先
海南市・紀美野町	〒 642-0022 海南市大野中 939 海草振興局 健康福祉部保健福祉課 073-483-8824
紀の川市・岩出市	〒 649-6223 岩出市高塚 209 那賀振興局 健康福祉部保健福祉課 0736-61-0021
橋本市・かつらぎ町 高野町・九度山町	〒 649-7203 橋本市高野口町名古屋 927 伊都振興局 健康福祉部保健福祉課 0736-42-5440
有田市・湯浅町 広川町・有田川町	〒 643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 有田振興局 健康福祉部保健福祉課 0737-64-1294
御坊市・美浜町・日高町 由良町・印南町・日高川町	〒 644-0011 御坊市湯川町財部 859-2 日高振興局 健康福祉部保健福祉課 0738-24-0996
田辺市・みなべ町・白浜町 上富田町・すさみ町	〒 646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 西牟婁振興局 健康福祉部保健福祉課 0739-26-7932
新宮市・那智勝浦町 太地町・北山村	〒 647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8 東牟婁振興局 健康福祉部保健福祉課 0735-21-9629
串本町・古座川町	〒 649-4122 東牟婁郡串本町西向 193 東牟婁振興局 健康福祉部串本支所 地域福祉課 0735-72-0525
(参考) 和歌山市	〒 640-8511 和歌山市七番丁 23 番地 和歌山市役所 保険医療部指導監査課 073-435-1319

※ 変更届、更新申請等の各種様式は

「きのくに介護 de ネット」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/main1.html>) の

【各種申請・届出】に掲載していますのでご利用ください。

変更届出書添付書類一覧

変更届出書(別記第4号様式)には、変更事項に応じた添付書類が必要となります。下記一覧表を参考に必要な書類を添付して提出してください。

- (注1) 下記一覧表に記載のない事項に関する変更の場合は、個別にお問い合わせください。
- (注2) 下記の添付書類は主なものですので、それ以外の添付書類が必要になる場合があります。
- (注3) 添付書類のうち写しの場合は必ず**原本証明**を行ってください。

【法人に関する変更】

変更事項	登記簿謄本 条例等	事業所一覧	運営規程	介護保険法に 基づく誓約書	暴力団の排除に 関する誓約書
法人の名称及び所在地	○		○(※1)		○
法人代表者の氏名、生年月日及び住所	○	○(※2)		○	○
登記事項・条例等 (※当該事業に関するものに限る。)	○				

※1: 法人の名称、所在地の記載がある場合

※2: 複数の事業所の指定を受けている法人であっても、事業所一覧を添付していただくことにより、事業所ごとに変更届出書を提出していただく必要はありません。

【事業所(施設)等に関する変更】

変更事項	付表	運営規程	勤務表	経歴書	資格証	平面図	写真	賃貸借 契約書	住宅地図等	介護保険法に 基づく誓約書	暴力団の排除に 関する誓約書
事業所(施設)の名称	○	○									
事業所(施設)の所在地	○	○				○	○	○	○		
建物の構造、専用区画等	○(※1)					○	○	○(※1)			
管理者の氏名及び住所	○	○(※1)	○		○(※2)						○
サービス提供責任者の氏名及び住所	○	○(※1)	○	○							
介護支援専門員の氏名及び登録番号	○	○(※1)	○								
運営規程	○(※1)	○	○(※3)		○(※3)						

※1: 当該変更事項に係る記載がある場合

※2: 管理者に資格要件がある場合

※3: 人員に関する変更の場合(職員の派遣等に係る契約書等がある場合は、その写しを添付)

各指定居宅サービス事業所
各指定介護予防サービス事業所
各介護保険施設

開設者 様

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局
長寿社会課 介護サービス指導室長
(公 印 省 略)

運営規程の「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出書の提出について

介護保険法の規定により、指定居宅サービス等事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項（運営規程等）に変更があった場合には、変更があった日から10日以内に届け出なければなりません。本県では、変更届出手続きの簡素化を図るため、運営規程の内容のうち「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、年に1度の届出でよいとしているところです（「変更届出の特例」）。

つきましては、平成31年6月1日時点の状況について、下記により、変更届出書を提出してください。

本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の施設・事業所には貴職から通知し、届出漏れのないよう周知徹底願います。

記

1 提出期間 平成31年6月3日（月）～平成31年6月28日（金）

2 提出書類<（1）及び（2）については、平成30年10月に様式の改正を行っておりますのでご注意ください。>

（1）変更届出書（別記第4号様式）

※ 様式については、「きのくに介護deネット」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/todokede/todokede.html>)に掲載しておりますので、ご参照下さい。

（2）各サービスに係る付表

（3）従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（平成31年6月分）

別紙7-1 訪問介護・（介護予防）訪問入浴介護・（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリ
（介護予防）居宅療養管理指導・（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売

別紙7-2 通所介護・（介護予防）通所リハビリ

別紙7-3 （介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護・（介護予防）特定施設入居者生活介護
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院

（4）兼務先の従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（平成31年6月分）

※ 当該事業所に併設される同一法人が開設する事業所・施設に限ります。

（5）資格が必要な職種については資格証等の写し

※ 全て原本証明をしてください。

※ 資格が必要な職種の方の全員分を添付し「従業員の勤務体制及び勤務形態の一覧表」に記載した順に添付してください。

また、婚姻等により、資格証等の姓が改まっている場合は、戸籍謄本等の写し（要原本証明）を添付してください。

※ 人員基準上、資格要件がない介護職員については添付が不要（ユニット型指定介護老人福祉施設におけるユニットリーダー研修修了者は除きます。）

※ （介護予防）短期入所生活介護及び（介護予防）短期入所療養介護において、本体施設の変更届に資格証等がある従業員については添付を省略できます。

（6）運営規程

3 提出部数及び提出先（下記の提出先まで持参してください）

サービスの種類	提出部数	提出先
○ 居宅サービス ○ 介護予防サービス	2部	事業所又は施設の所在する地域を管轄する振興局健康福祉部保健福祉課（串本支所については地域福祉課）
○ 介護老人福祉施設（併設の短期入所生活介護を含む） ○ 介護老人保健施設（併設の短期入所療養介護を含む） ○ 介護療養型医療施設（併設の短期入所療養介護を含む） ○ 介護医療院（併設の短期入所療養介護を含む）	3部	

（注）「居宅介護支援事業所」、「地域密着型サービス」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、事業所所在地の各市町村介護保険担当課へお問い合わせください。
また、和歌山市内に所在する事業所、施設につきましては、和歌山市役所指導監査課（TEL 073-435-1319）へお問い合わせください。

4 留意事項

（1）次の場合は、「変更届出の特例」が適用されず、変更日から10日以内の届出が必要です。

- ① 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所等の変更（各サービス共通）
- ② 訪問介護事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所等の変更
- ③ 介護保険施設の介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更
- ④ 特定施設入居者生活介護の計画作成担当者の氏名及びその登録番号の変更

（2）次の場合は、「変更届出の特例」による届出が不要となります。

- ① 平成30年6月1日と平成31年6月1日を比較して、職員の数等に変更がない場合（この場合であっても、（1）の場合は変更届が必要です。）
- ② 平成30年6月1日と平成31年6月1日を比較して職員の数等に変更があるが、平成30年6月以降に指定（許可）更新を受けた場合又は平成30年7月以降に「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の届出をしている場合（資格が必要な職種の方の全員分の資格証を添付している場合に限る。）で、その時点と平成31年6月1日を比較して、職員の数等に変更がない場合（この場合であっても、（1）の場合は変更届が必要です。）
- ③ 平成31年5月31日から7月31日までに指定（許可）有効期間が満了となる事業所（施設）であって、指定（許可）更新を受ける事業所（施設）
- ④ 保険医療機関又は保険薬局が「みなし指定」により行っている（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション及び（介護予防）短期入所療養介護

（3）平成30年6月1日以降に新規指定を受けた事業所

新規指定を受けた時点から職員の数等に変更がある場合は変更届出書を提出してください。

（訪問介護及び訪問型サービス等を一体的に運営規程に定めている場合の変更等について）

訪問介護と訪問型サービスを運営規程に一体的に定めている場合や、通所介護と通所型サービスを運営規程に一体的に定めている場合において、訪問型サービス及び通所型サービスに関する規定のみを変更（新規で追加する場合も含む。）等する場合、変更届は不要です。

（利用者負担割合の見直しに伴う運営規程の変更等について）

介護保険制度改正に伴い、平成30年8月から一定の所得のある方の利用者負担割合が3割となっていますが、負担割合変更による運営規程の変更等の取扱いについては、平成30年7月4日付け長第07040001号で通知していますので必要に応じて確認をお願いします。（きのくに介護deネットに掲載しています。）

担 当：介護サービス指導室
TEL：073-441-2527
FAX：073-441-2523

和歌山県基準条例について

1 条例の名称、根拠法令及び国基準

条例の名称	根拠法令	国 基 準
和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	介護保険法 (平成9年 法律第123号)	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
和歌山県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例		介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例		指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）
和歌山県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例		介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省令第5号）
和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例		指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

2 県独自基準の内容

(1) 国基準を変更する基準

ア 対象となる施設：

指定介護老人福祉施設（※ユニット型は除きます。）、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護

項 目	国 基 準	県独自基準
一の居室の定員	一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。	一の居室の定員は、1人とする。ただし、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができる。

イ 対象となる施設・サービス：

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院
指定居宅サービス、指定介護予防サービス

項 目	国 基 準	県独自基準
記録の整備	入所者の処遇又はサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	入所者の処遇又はサービスの提供に関する記録を整備し、当該処遇又はサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(2) 県独自に追加する基準

対象となる施設・サービス：

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院
指定居宅サービス、指定介護予防サービス

項 目	県独自基準
人権擁護	入所者・利用者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、職員に対し人権擁護に関する研修を実施しなければならない。
非常災害対策 (※)	非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。
衛生管理 (※)	衛生管理を推進するため、衛生管理推進員を置かなければならない。

※災害対策推進員及び衛生管理推進員の配置は、次の施設・サービスが対象となります。

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、通所介護、通所リハビリテーション

(3) その他の基準

上記(1)、(2)以外の基準については、国基準で定める基準と同様とする。

3 その他条例で定める基準

介護保険法の改正に伴い、各施設や事業所の設備及び運営に関する基準以外に、条例で定めることとされた基準についても併せて規定しました。

- (1) 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（厚生労働省令に従うべき基準）

県基準：法人とする。

- (2) 指定介護老人福祉施設の入所定員に係る基準（30人以上であって条例で定める数）

県基準：30人以上とする。

4 施行日

平成25年4月1日

平成30年4月1日(介護医療院関係)

長 第 01180005 号
平成 31 年 1 月 18 日

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅代表者

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導室長
(公印省略)

サービス提供による「事故発生の未然防止」、「事故発生時の迅速・適切な対応・報告」及び「再発防止に向けた取組」の徹底について（依頼）

県内の介護保険事業所等におけるサービス提供による事故は、今年度も多数発生しており、事故発生後の利用者・入所者（以下、「入所者等」という。）家族との対応がうまくいっていない事例も見受けられます。

介護保険事業者は、入所者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと厚生労働省令で定められています。

また、事故発生時における対応については、平成 22 年 9 月 24 日付け長第 440 号通知により、適切な対応をお願いしているところです。

今般、事故発生時における対応等の流れを分かりやすくするため、別添のとおり「サービス提供による事故発生時における対応フロー（標準例）」を作成したので送付します。

介護保険事業者におかれましては、事故を未然に防ぐための研修等の取組を徹底して頂くとともに、事故が発生した場合の入所者等の家族等への速やかな連絡と適切丁寧な対応及び関係機関への迅速な報告の実施について、職員に対して周知徹底をお願いします。加えて、事故の再発防止に向けた取組についても、万全を期すようお願いします。

なお、介護保険施設以外の施設についても、この対応フロー（標準例）を参考として頂き、同様に適切な対応をお願いします。

※「平成 22 年 9 月 24 日付け長第 440 号通知」

「介護保険事業者の事故発生時における報告取扱い要領（標準例）、報告様式」

「サービス提供による事故発生時における対応フロー（標準例）」については、

「きのくに介護 de ネット」

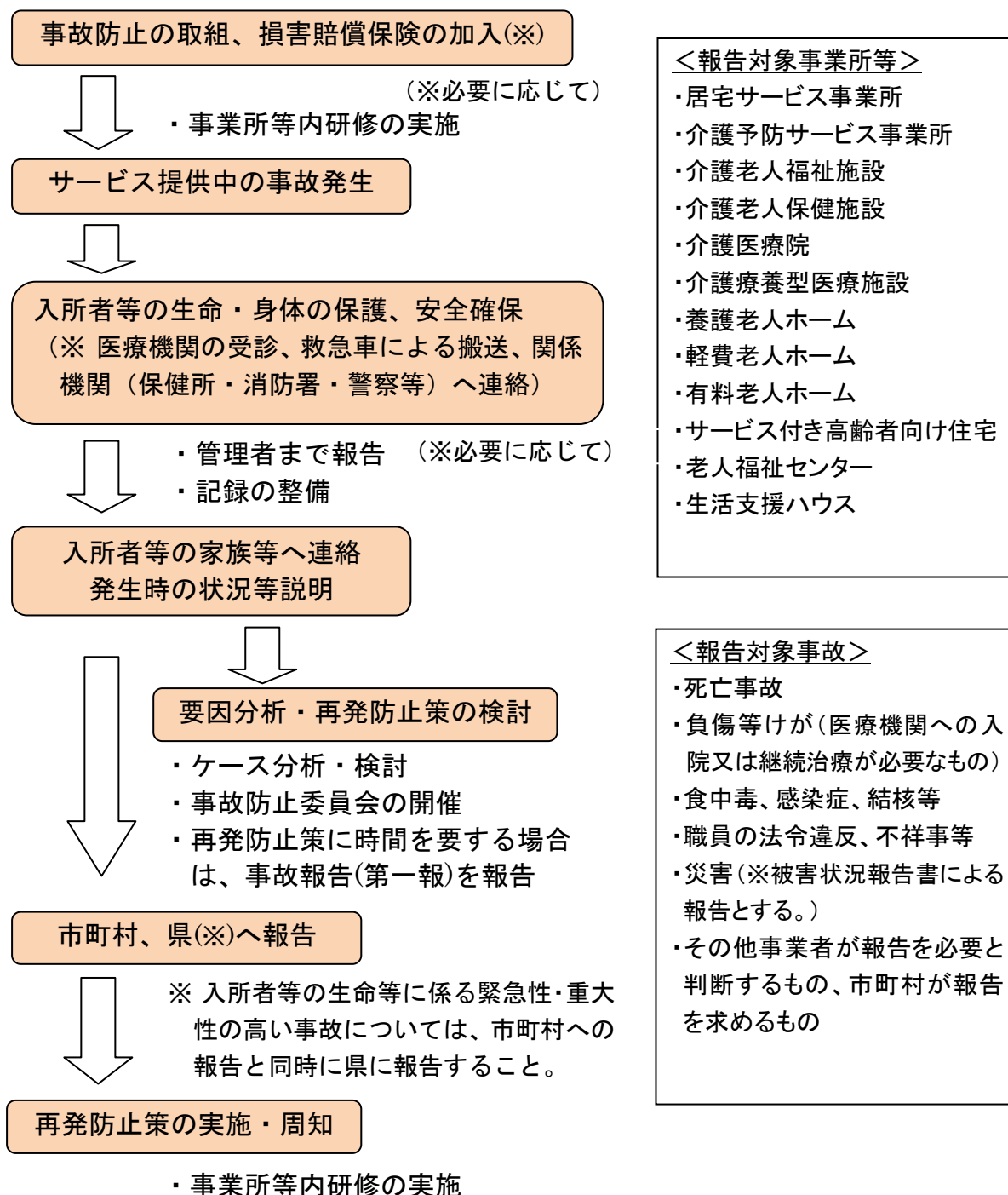
(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>)に掲載しています。

「サービス提供による事故発生時における対応フロー（標準例）」

1 目的

介護保険事業所等において、利用者・入所者（以下、「入所者等」という。）に対するサービス提供により事故が発生した場合に、速やかに必要な措置（入所者等の生命や身体の保護、安全確保）、入所者等の家族等への連絡・状況等説明、市町村・県への報告及び再発防止策の実施など、迅速かつ適切な対応を行うことで、安全な介護サービスの提供と質の向上を図る。

2 対応のフロー



各指定居宅サービス事業者
各指定介護予防サービス事業者
各指定介護老人福祉施設開設者
各指定介護老人保健施設開設者
各指定介護療養型医療施設開設者
各老人短期入所施設開設者
各老人デイサービスセンター開設者
各養護老人ホーム施設管理
各軽費老人福祉センター
各老人生活支援センター
各

様

和歌山県福祉保健部 福祉保健政策局
長寿社会課長
(公印省略)

介護保険事業者等の「事故発生の未然防止の徹底」及び「事故発生時における報告の取扱い」の周知徹底について

県内の介護保険事業所における介護保険サービス提供時の事故は、本年も多数発生しております。

介護保険事業者は、利用者・入所（入院）者に対するサービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に報告等を行うことが厚生労働省令等で定められております。

事故発生時における対応については、平成19年12月14日長第635号「介護保険事業者の事故発生時における報告取扱い要領（標準例）」通知により、適切な対応をお願いしているところですが、介護保険事業者におかれましては、事故を未然に防ぐため職員研修等により事故防止のための取り組みを徹底していただくとともに、事故発生時の適切な対応についても職員等へ周知徹底していただき、万全を期すようお願いいたします。

また、介護保険施設以外の施設におかれても、この取扱い要領に準じて対応いただくようお願いいたします。

この取扱い要領及び報告様式は、長寿社会課ホームページ「きのくに介護deネット」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>) に掲載しています。

また、各市町村で既に本件取扱いについて要領等が定められている場合には、その市町村の指示に従い、適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知は、法人等に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所には当該法人等から周知願います。

担当 長寿社会課サービス指導班、長寿社会班
TEL 073-441-2527(直通)
FAX 073-441-2523

介護保険事業者の事故発生時における報告取扱要領（標準例）

1 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中の利用者の事故及びサービス提供に関連する利用者の事故とする。

2 報告すべき事故の種類及び範囲

事業者は、次の事由に該当する場合は報告すべき事故として市町村に対して報告する。

(1) サービス提供中の利用者の死亡事故又は負傷等のケガの発生

(注1) 「サービス提供中」とは、送迎、通院等の間を含む。

また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所・施設(以下「事業所等という。’)内にいる間は、「サービス提供中」に含まれる。

(注2) 報告すべきケガの程度については、医療機関に入院又は医療機関において継続して治療することを必要とするものとする。ただし、利用者又はその家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合には、ケガの程度にかかわらず報告する。

(注3) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性がある場合(利用者の家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合を含む。)は報告する。

(注4) 報告すべきものについては、事業者側の過失の有無は問わない。

(2) 食中毒及び感染症、結核等の発生

(注) 保健所等関係機関へも報告を行い、関係機関の指示に従う。

(3) 職員(従業者)の法令違反、不祥事等の発生

(注) 報告すべきものについては、利用者へのサービスの提供に関連するものとする。

<例：利用者からの預り金の横領事件や利用者の送迎時の交通事故など>

(4) 災害の発生

(注) 震災、風水害及び火災等の災害により利用者へのサービスの提供に影響するものとする。

(5) その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市町村が報告を求めるもの

3 報告の手順

(1) 事故発生時の第一報

① 事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに、所要の関係機関へも報告・連絡を行い、関係市町村へ報告する。
併せて、関係居宅介護支援事業者等へも連絡する。

② 利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高いものについては、直ちに、関係市町村へ電話により第一報の報告を行い、その後速やかに報告書を提出する。ただし、市町村が就業時間外で電話連絡が取れない場合は、市町村へFAXを送信しておき、翌就業日に連絡する。

③ 利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高い事故については、所管の県の振興局健康福祉部へも併せて報告する。

(2) 最終報告及び途中経過報告

事業者は、事故処理が終了した時点で、その事故処理の結果について関係市町

村へ報告書の提出を行う。

併せて、事故処理が長期化する場合には、適宜、途中経過の状況について市町村へ報告する。

4 報告事項及び報告様式

(1) 報告事項

報告事項は、次のとおりとする。

- ① 報告者
＜項目：法人の名称及び代表者氏名、事業所の名称・所在地・電話番号・管理者（責任者）の氏名＞
- ② サービスの種類（事故が発生したサービス）
- ③ 利用者（事故対象者）
＜項目：氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、介護保険被保険者番号、介護度等＞
- ④ 事故の概要
＜項目：発生日時、発生場所、事故の種類、事故の内容（発生時の状況及び経緯）＞
- ⑤ 事故発生時の対応
＜項目：対処の方法、家族、関係機関等への連絡及び通報状況（搬送・治療した医療機関への連絡状況と治療の内容（診断結果を含む。）、利用者の家族等、居宅介護支援事業者、警察等への連絡・通報状況）＞
- ⑥ 事故発生後の対応
＜項目：利用者の状態、利用者の家族等への報告・説明（家族等の氏名、利用者との続柄及び住所、報告日時、事業者の対応状況、家族等の理解の状況）、損害賠償の発生に関する状況＞
- ⑦ 事故の原因分析及び再発防止に向けての今後の取組み
＜項目：事故が発生した原因分析、再発防止のための改善策、改善策の実施状況＞
- ⑧ その他の特記事項

(2) 報告様式

関係市町村（3の（1）の③の場合には、県を含む。5及び6について同じ。）への報告は、当該市町村が様式を定めている場合には、その様式で報告するものとし、特に様式の定めがない場合には別紙標準様式により報告するものとする。この場合において、事業者は、あらかじめ、市町村に電話等で様式等について確認をするものとする。

ただし、4の（1）に掲げる報告事項が明記されている場合は、別紙標準様式によらず、必要に応じて事業者独自の様式で報告することができるものとする。

5 報告先

事故に係る当該利用者の保険者である市町村へ報告する。この場合において、当該事業所等の所在地がその市町村と異なる場合には、事業所等の所在する市町村へも併せて報告する。

6 その他の事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を分析・解明し、及び再発防止に向けての対策を講じるとともに、市町村からより詳細な確認等を求められた場合には再度報告を行うなど市町村の指示に従う。

介護保険事業者 事故報告書

平成 年 月 日

市(町村)長 様

法人名

代表者氏名

事業所名

電話番号

所在地

管理者氏名

サービスの種類 (事故が発生したサービス)					
利用者 (事故対象者)	ふりがな		性別	男 ・ 女	
	氏名		生年 月日	明治 大正 昭和	年 月 日 (歳)
	住所			電話番号	
	介護保険被 保険者番号		要介護度等	要支援 1・2	要介護 1・2・3・4・5
事故の概要	発生日時	平成 年 月 日 () 時 分頃			
	発生場所	(※現場の状況等が分かる資料も添付してください。)			
	事故の種類	(※複数の場合には、該当する項目全てにチェックをするとともに、その中で最も症状が重い項目にはダブルチェックをしてください。)			
		<input type="checkbox"/> 骨折	<input type="checkbox"/> やけど	<input type="checkbox"/> 感染症・結核	
	<input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼	<input type="checkbox"/> その他の外傷	<input type="checkbox"/> 職員の法令違反、不祥事		
	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷	<input type="checkbox"/> 食中毒	<input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> 異食・誤えん				
	※死亡に至った場合はその死亡年月日：平成 年 月 日 () 時 分頃				
	(注)ケガの程度は医療機関に入院又は継続して治療を要する場合が対象となります。				
事故の内容	(※発生時の状況及び経緯(事故対象者の報告時の状況、事故の原因等を含む。))について、できるだけ詳細に記入してください。				
事故発生時の対応 (※応急措置、家族への 連絡状況、医療機関へ の連絡及び搬送・治療 状況等を記入。)	対処の方法	(※できるだけ詳細に記入してください。)			
	★家族、関係機関等への連絡又は通報状況について(次の①～⑤へ連絡・通報した場合、必要事項を記入してください。)				
	①搬送した医療機関(治療を行った医療機関)	< 連絡日時：平成 年 月 日() 時 分頃 >			
	※医療機関名	所在地：			
	治療の内容：(診断結果を含む。)				
	②利用者の家族等	< 連絡日時：平成 年 月 日() 時 分頃 >			
	③居宅介護支援介護事業者等	< 連絡日時：平成 年 月 日() 時 分頃 >			
	④警察	< 通報日時：平成 年 月 日() 時 分頃 >			
	⑤その他()	< 連絡日時：平成 年 月 日() 時 分頃 >			

事故発生後の対応	利用者の状態	(※病状、入院の有無、その他利用者の報告時までの状態を記入してください。)							
	利用者の 家族等への 報告・説明	家族等の氏名		利用者との 続柄					
		家族等の住所							
		家族等への 報告日時	平成	年	月	日 ()	時	分	頃
		事業者の 対応状況 (説明内容等)							
		家族等 の理解 の状況							
損害賠償の発生 に関する状況									
事故の原因分析 及び再発防止に 向けての今後の 取組み	(※できるだけ具体的に記入してください。)								
その他の特記事項									

注) 記載しきれない場合は、任意の別紙に記載のうえ、この報告書に添付してください。

介護サービス情報の公表制度について

【HP：<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>】

1. 制度の趣旨

- 平成18年4月1日の介護保険法の改正に伴い、介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務付けられています。
- この制度は、介護サービスの利用者等が公表したサービス事業者の情報を比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

2. 制度の概要

- 介護サービス事業者は、年に1回、介護サービス情報を報告する必要があります。
- 平成24年度以降は、事業者の自己責任による公表となりますが、事業者において調査を受けることを希望される場合は、指定調査機関が実施します。(HP参照)

3. 対象事業者

対象サービス(介護保険法施行規則第140条の43)を提供する事業者のうち、次の①②に該当する事業者(別紙参照)

- ①計画の基準日前1年間に、介護報酬実績額(利用者負担を含む。)が100万円を超える事業者
- ②計画の基準日から1年間に、新たに指定を受ける介護サービス事業者

4. 公表の仕組み

介護サービス情報公表システム<国で一元管理>

介護サービス事業者

- 基本情報
基本的な事実情報
(例)事業所の所在地、従業員数、営業時間など
- 運営情報
介護サービスに関する具体的な取り組みの状況
(例)外部機関との連携、苦情対応の状況など

報告

和歌山県

公表

利用者(高齢者)
利用者家族
ケアマネジャー
等

6. 手数料

手数料はかかりません。

※調査機関に調査を希望する場合のみ、手数料が必要です。

【対象サービス一覧】

公表対象とするサービスは35種類あります。サービスが併設されている場合でも、報告や調査はそれぞれ行う必要があります。

1	訪問介護
2	訪問入浴介護(予防含む)
3	訪問看護(予防含む)
4	訪問リハビリテーション(予防含む)
5	通所介護
6	療養通所介護
7	通所リハビリテーション(予防含む)
8	福祉用具貸与(予防含む)
9	短期入所生活介護(予防含む)
10	短期入所療養介護(介護老人保健施設)(予防含む)
11	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)(予防含む)
12	認知症対応型共同生活介護(予防含む)
13	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)(予防含む)
14	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)(予防含む)
15	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム:サービス付き高齢者向け住宅)(予防含む)
16	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)(予防含む)
17	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)(予防含む)
18	特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)(有料老人ホーム:サービス付き高齢者向け住宅)(予防含む)
19	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)
20	地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)
21	地域密着型特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム:サービス付き高齢者向け住宅)
22	特定福祉用具販売(予防含む)
23	居宅介護支援
24	介護老人福祉施設
25	介護老人保健施設
26	介護療養型医療施設
27	地域密着型介護老人福祉施設
28	夜間対応型訪問介護
29	認知症対応型通所介護(予防含む)
30	小規模対応型居宅介護(予防含む)
31	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
32	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
33	地域密着型通所介護
34	介護医療院
35	短期入所療養介護(介護医療院)(予防含む)

介護サービス情報の公表制度の仕組み

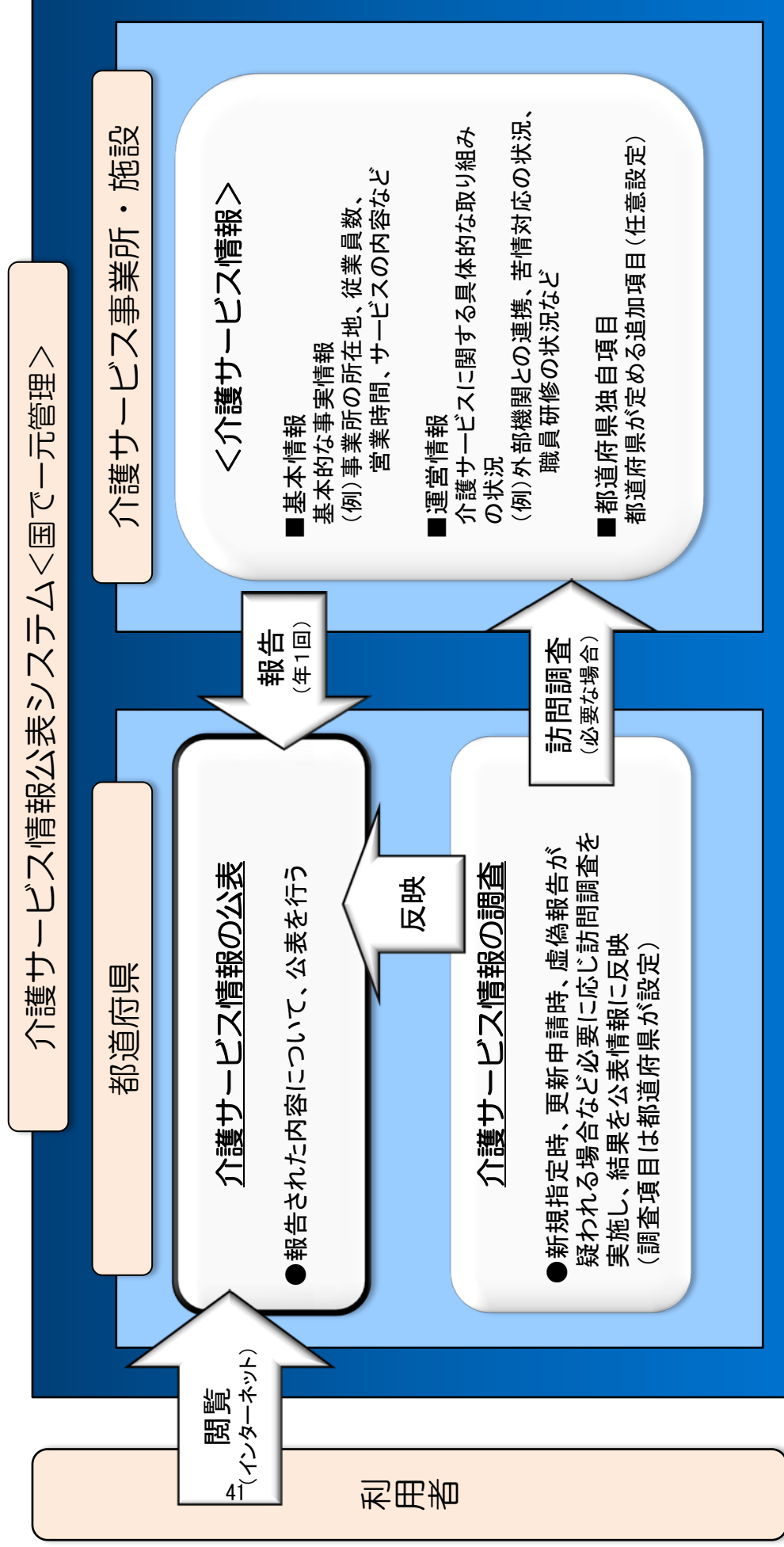
【趣旨】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

【ポイント】

○介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。

○都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合、事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）



生活保護法の指定介護機関について

生活保護受給者に対して介護サービスを提供するには、介護保険法の指定を受けた後、生活保護法による指定を受ける必要があります。また、生活保護法の指定事項（所在地、名称等）に変更が生じた場合や、事業所を廃止する場合などにも、それぞれ届出を提出する必要があります。

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）が平成 25 年 12 月 13 日に公布され、平成 26 年 7 月 1 日から施行されたことにより、新規指定介護機関の取り扱いが下記のとおり見直されましたが、すでに生活保護法の指定を受けている事業所について変更はありません。つきましては、その取り扱いについて引き続きご理解いただき、被保護者に対する介護扶助の適正な実施にご協力をお願いします。

1. 介護機関の指定について

- (1) 平成 26 年 6 月 30 日までに生活保護法の指定を受けている事業所は、引き続き生活保護法の指定介護機関となりますので、申請の必要はありません。
 - (2) 平成 26 年 6 月 30 日までに介護保険法の指定を受けた事業所で生活保護法の指定を受けていない事業所については、別途生活保護法の指定介護機関の申請が必要です。
- (参考) 平成 26 年 7 月 1 日以降、新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた事業所は、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。生活保護法による指定を辞退する場合は、事業所が生活保護法による指定を不要とする「申出書」を提出することで、生活保護法の指定を受けたものとはみなされません。

2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について

詳細については、裏面をご覧ください

- (1) 事業所の名称、開設者（申請者）の名称や所在地が変更となる場合、変更届の提出が必要です。
- (2) 事業所を廃止・休止・再開する場合は、それぞれ休止届・廃止届・再開届の提出が必要です。また事業所の住所や開設者（申請者）が変更となる場合は、廃止届と指定申請書の提出が必要です。
- (3) 事業所が介護保険法の指定は継続し、生活保護法の指定のみ辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (4) 変更届・休止届・廃止届・再開届・辞退届については、事由が発生してから 10 日以内に、辞退届については、指定を辞退しようとする日の 30 日前までに提出してください。

3. 留意事項

- (1) 生活保護法による指定介護事業所の指定申請書、変更・廃止等各種届出書は、介護保険法による同様の届出を提出した後、すみやかに提出してください（提出先については、別紙参照）。介護保険法による届出のみをされても、届出内容は生活保護法の指定登録内容には反映されませんので、ご注意ください。
- (2) 申請書・各種届出書の様式は、各市福祉事務所・各振興局で配布しています。また、和歌山県庁のホームページ（[福祉保健総務課 生活保護](#)で検索）からダウンロードすることができます。

1. 介護機関の指定について

参考資料

平成26年7月1日以降に、介護保険法の指定を受けた事業所



自動的に生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます

平成26年6月30日までに、介護保険法の指定を受けた事業所



平成26年6月30日までに、生活保護法の指定介護機関の指定を受けている事業所



引き続き、生活保護法の指定介護機関となります



平成26年6月30日までに、生活保護法の指定介護機関の指定を受けていない事業所



生活保護法の指定介護機関の申請が必要です

2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について

(例)

(必要な届出)

事業所の名称を変更したとき
(例) ○○デイサービス→△△デイサービス

開設者（申請者）の名称を変更したとき
(例) 株式会社○○→○○株式会社

開設者（申請者）の住所を移転したとき
(例) 株式会社○○の住所変更

区画整理等により、開設者（申請者）や事業所の所在地の住居表示が変更となったとき
(例) ○○市大字△△→○○市△△



変更届

※事由が発生してから10日以内に提出してください

事業所を廃止したとき
※一部のサービスを廃止する場合には、廃止するサービスについての廃止届を提出する必要があります



廃止届

※事由が発生してから10日以内に提出してください

事業所を移転したとき
(例) □□ヘルパーセンターの住所変更
※事業所を移転したとき、介護保険法の指定について変更届による場合であっても、生活保護法の指定については別途廃止届及び指定申請書が必要です

経営譲渡や世代交代などで、開設者（申請者）が変わったとき
(例) 株式会社A→株式会社B、親→子
※法人や株式会社の代表者が変わった場合は届出等はありません

開設者（申請者）の経営母体が変わったとき
(例) 個人→法人

法人の種類を変更したとき
(例) 株式会社⇔社会福祉法人



廃止届
+
指定申請書
+
誓約書

※廃止届については、事由が発生してから10日以内に提出してください
※指定申請書については、指定日より事前に提出してください

介護機関を休止したとき

休止していた介護機関を再開したとき



休止届	※事由が発生してから10日以内に提出してください
再開届	

生活保護法による指定を辞退しようとするとき



辞退届

※指定を辞退しようとする30日前までに提出してください

※事業所→介護サービスを提供する場所
※開設者（申請者）→事業所の経営母体

(例) ヘルパーステーション、訪問看護事業所など
(例) 株式会社、社会福祉法人など

生活保護法の指定介護機関について

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）が平成 25 年 12 月 13 日に公布され、平成 26 年 7 月 1 日から施行されたことにより、指定介護機関の取り扱いが下記のとおりとなりました。つきましてはその内容についてご理解いただき、被保護者に対する介護扶助の適正な実施にご協力をお願いします。

1. 介護機関の指定について

- (1) 平成 26 年 7 月 1 日以降、新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた事業所は、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。申請の必要はありません。

【生活保護法による指定を辞退する場合】

事業所が生活保護法による指定を不要とする「申出書」を提出した場合、生活保護法の指定を受けたものとはみなされません。

※ 申出書を提出した場合、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行なうことができなくなりますので、十分ご注意ください。

2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について

詳細については、裏面をご覧ください

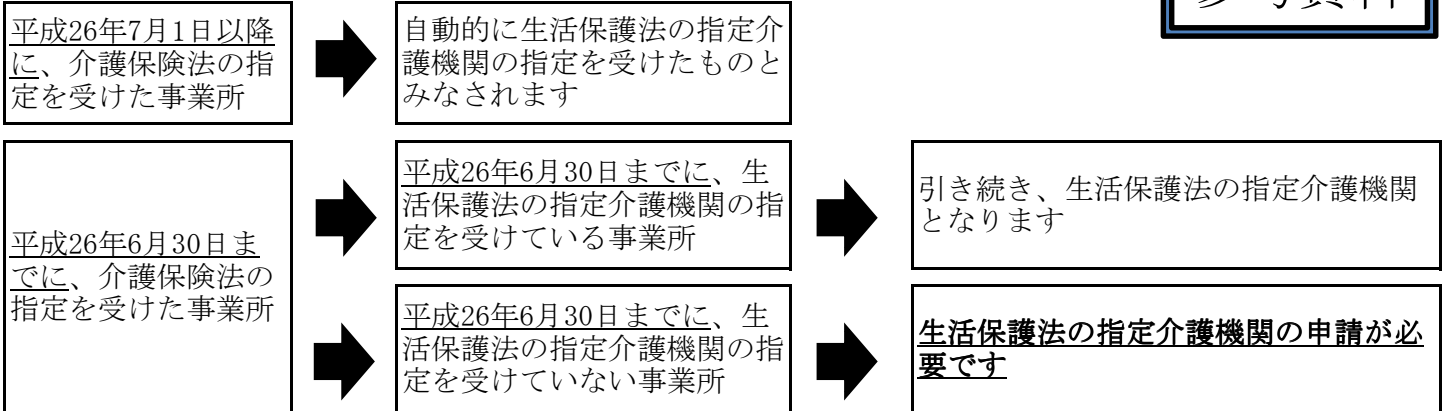
生活保護法の指定事項（所在地、名称等）に変更が生じた場合や、事業所を休止・再開する場合などには、それぞれ届出を提出する必要があります。

- (1) 事業所の名称、開設者（申請者）の名称や所在地が変更となる場合、変更届の提出が必要です。
- (2) 事業所を休止・再開する場合は、それぞれ休止届・再開届の提出が必要です。また、事業所の住所や開設者（申請者）が変更となる場合は、廃止届と指定申請書の提出が必要です。
- (3) 事業所が介護保険法の指定は継続し、生活保護法の指定のみ辞退する場合は、生活保護法による指定を不要とする申出書を提出してください。
- (4) 平成 26 年 7 月 1 日以降、新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた事業所が介護保険法による廃止届を提出した場合、生活保護法の廃止届の提出は必要ありません。
- (5) 変更届・休止届・再開届については、事由が発生してから 10 日以内までに、申出書については介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けたときに提出してください。

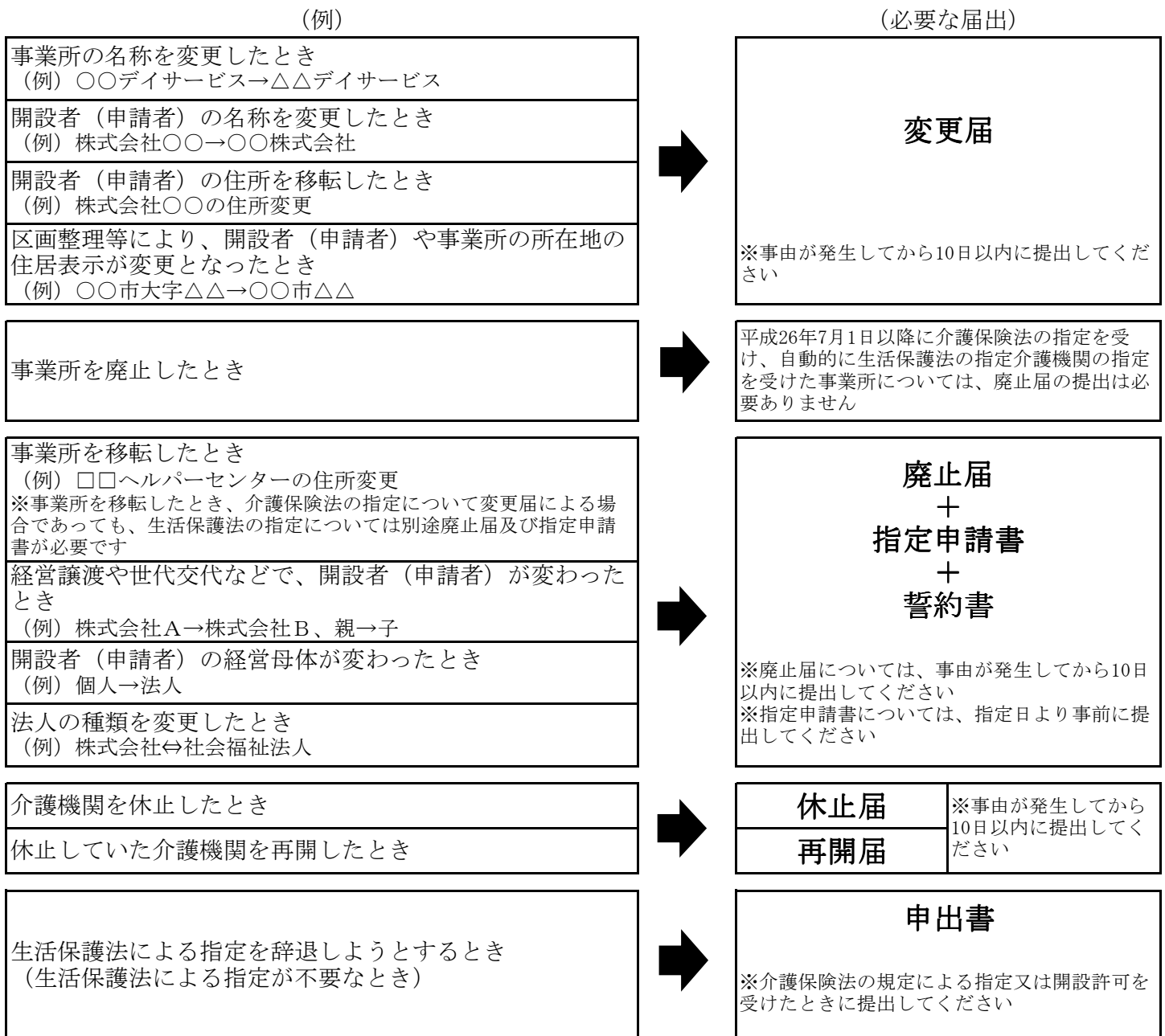
3. 留意事項

- (1) 生活保護法による指定介護事業所の各種届出書は、介護保険法による同様の届出を提出した後、すみやかに提出してください（提出先については、別紙参照）。介護保険法による届出のみをされても、届出内容は生活保護法の指定登録内容には反映されませんので、ご注意ください。
- (2) 申請書・各種届出書の様式は、各市福祉事務所・各振興局で配布しています。また、和歌山県庁のホームページ（[福祉保健総務課 生活保護](#)で検索）からダウンロードすることができます。

1. 介護機関の指定について



2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について



※事業所→介護サービスを提供する場所
※開設者（申請者）→事業所の経営母体

(例) ヘルパーステーション、訪問看護事業所など
(例) 株式会社、社会福祉法人など

問い合わせ先・書類の提出先

【事業所の所在地が市部にある場合】

福祉事務所		電話番号	所在地	管轄区域 (申請書・各種届出書提出先)
市 部	和歌山市 福祉事務所	(073) 432-0001	〒640-8511 和歌山市七番丁 23	和歌山市
	海南市福祉事務所	(073) 482-4111	〒642-8501 海南市南赤坂 11	海南市
	橋本市福祉事務所	(0736) 33-1111	〒648-8585 橋本市東家 1-1-1	橋本市
	有田市福祉事務所	(0737) 83-1111	〒649-0392 有田市箕島 50	有田市
	御坊市福祉事務所	(0738) 23-5508	〒644-8686 御坊市菌 350	御坊市
	田辺市福祉事務所	(0739) 26-4903	〒646-0028 田辺市高雄一丁目 23-1	田辺市
	新宮市福祉事務所	(0735) 23-3333	〒647-8555 新宮市春日 1-1	新宮市
	紀の川市 福祉事務所	(0736) 77-2511	〒649-6492 紀の川市西大井 338	紀の川市
	岩出市福祉事務所	(0736) 62-2141	〒649-6292 岩出市西野 209	岩出市

【事業所の所在地が郡部（町・村）にある場合】

※事業所の所在地が郡部（町・村）にある場合、申請書・各種届出書の提出先は管轄の振興局になります。

振興局		電話番号	所在地	管轄区域
郡 部	海草振興局 健康福祉部	(073) 482-5511	〒642-0022 海南市大野中 939	(海草郡) 紀美野町
	伊都振興局 健康福祉部	(0736) 42-3210	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927	(伊都郡) かつらぎ町、高野町、九度山町
	有田振興局 健康福祉部	(0737) 63-4111	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1	(有田郡) 湯浅町、広川町、有田川町
	日高振興局 健康福祉部	(0738) 22-3481	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2	(日高郡) 美浜町、日高町、由良町、 印南町、日高川町
	西牟婁振興局 健康福祉部	(0739) 22-1200	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1	(西牟婁郡) 白浜町、上富田町、すさみ町 (日高郡) みなべ町
	東牟婁振興局 健康福祉部	(0735) 22-8551	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8	(東牟婁郡) 那智勝浦町、太地町、北山村
	東牟婁振興局 健康福祉部 串本支所	(0735) 72-0525	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193	(東牟婁郡) 串本町、古座川町

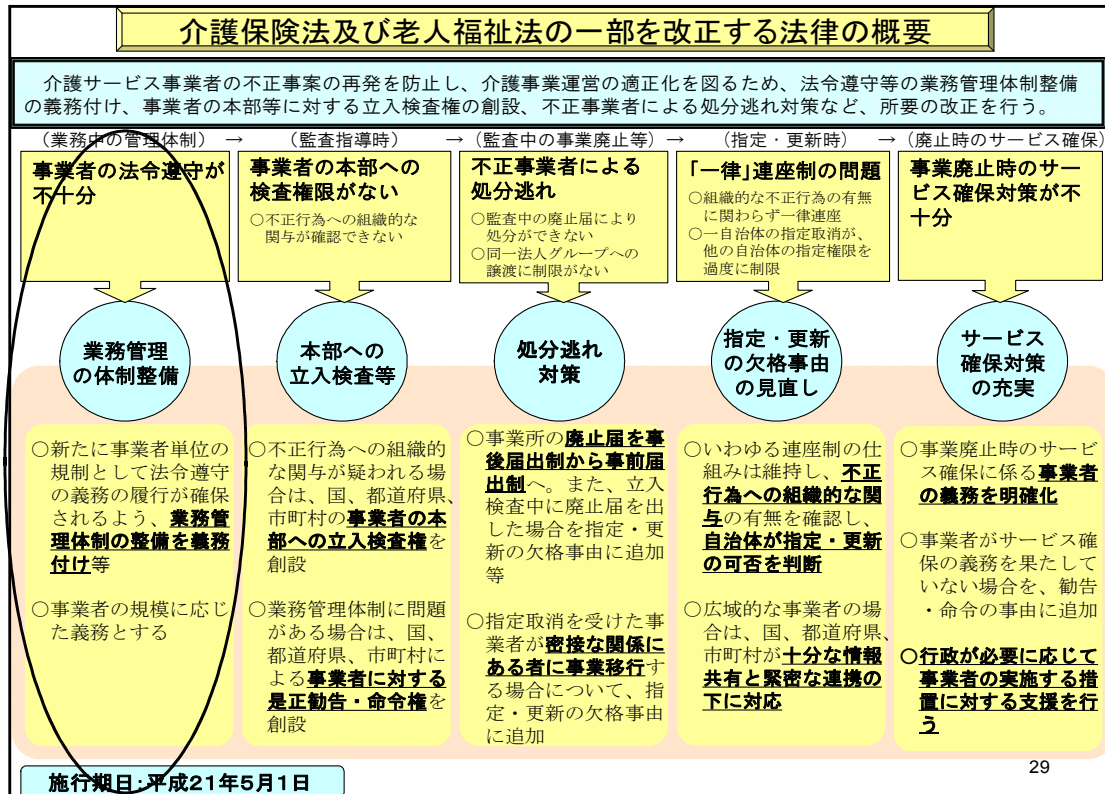
担 当：和歌山県庁福祉保健部福祉保健政策局
福祉保健総務課保護班
T E L：073-441-2473 F A X：073-425-6560

業務管理体制の整備について

1. 趣旨

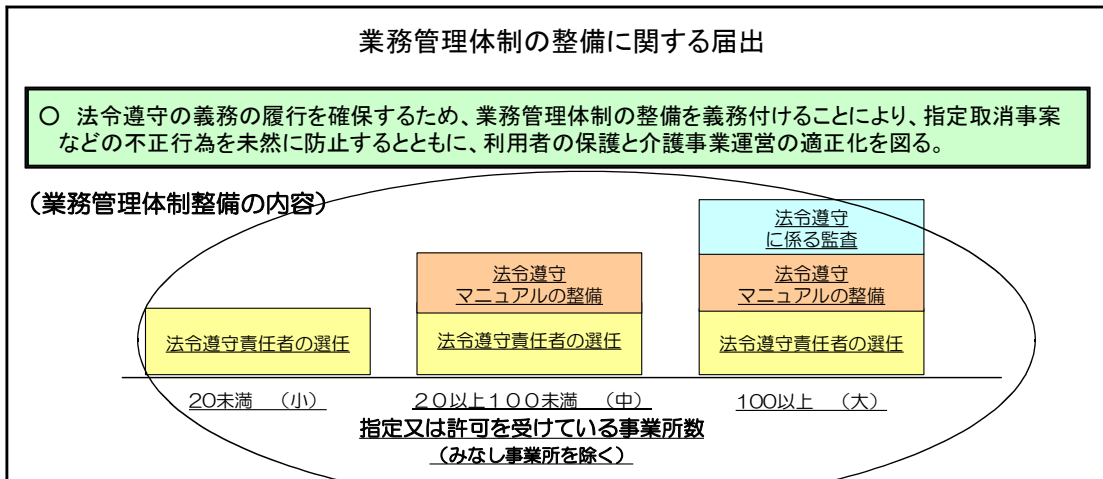
事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、業務管理体制の整備を義務づけるものです。

2. 法律改正の概要



3. 事業者が整備すべき業務管理体制の内容

- | | | |
|---------------------|---|---------------------|
| 事業所等の数：20 未満 | → | 整備内容：①法令遵守責任者の選任 |
| 事業所等の数：20 以上 100 未満 | → | 整備内容：①+②法令遵守規程の整備 |
| 事業所等の数：100 以上 | → | 整備内容：①+②+③法令遵守に係る監査 |



■法令遵守責任者について

何らかの資格要件を求めるものでないが、介護保険法等の関係法令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定。なお、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令等遵守を徹底することができる者が選任されることを想定。

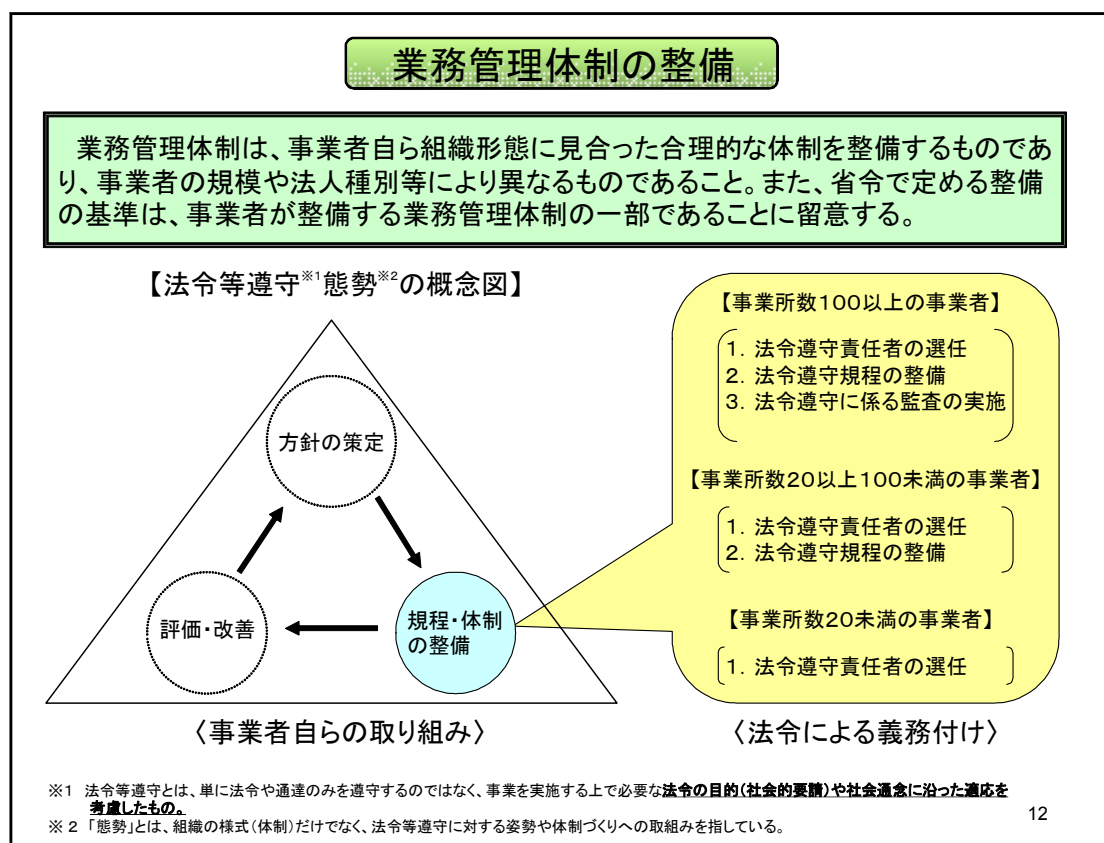
■法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がある（日常の業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので可）。

■法令遵守に係る監査（業務執行の状況の監査）について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることも可。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらでも可。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回実施しなければならないものではないが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれる。



4. 届出事項（届出様式「別記第1号様式（第2条関係）」を参照）

整備の内容と同様、事業所等の数により届出事項が異なる。届出様式は同じ。

5. 変更の届出（届出様式「別記第2号様式（第3条関係）を参照」）

- (1) 法人の種別・名称、主たる事務所の所在地
- (2) 代表者名、代表者の住所及び職名
- (3) 法令遵守責任者
- (4) 法令遵守規程又は法令遵守に係る監査の内容
- (5) 事業所等の数の増減に伴う業務管理体制の整備の内容

※（届出）区分変更の場合 → 例：和歌山県知事から厚生労働省への（届出）区分の変更届出様式「別記第1号様式（第2条関係）」により届出

6. 届出先

- ① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者
→ 厚生労働省
- ② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者
→ 主たる事務所の所在地の都道府県（和歌山県の場合は長寿社会課介護サービス指導室）
- ③ 地域密着型サービス（介護予防を含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者
→ 市町村
- ④ ①、②、③以外の事業者
 - (1) 法人の主たる事務所の所在地が各振興局管内の事業者
→ 各振興局健康福祉部
 - (2) (1)以外の事業者
→ 長寿社会課介護サービス指導室

7. 業務管理体制の確認検査（根拠：介護保険法第115条の33）

本県では、平成26年度から業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、順次、確認検査（以下「一般検査」という）を実施しています。

一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識づけることが目的です。

① 一般検査で確認する内容

- (1) 法人としての法令遵守の考え方
- (2) 法令遵守責任者の役割
- (3) 法人として法令遵守への取り組み
- (4) 法令遵守規程の策定状況 など

② 一般検査の実施方法

届出内容等について報告等を求め、基本的には書面検査で実施することとしています。（報告後、その内容について疑義等があれば電話等により法令遵守責任者に連絡し、内容を確認する場合があります。また、不備が認められたときには、出頭を求め運用状況を聴取する場合があります。）

③ 特別検査について

事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、業務管理体制の問題点の確認やその要因の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために特別検査を実施します。

別記第1号様式（第2条関係）

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

事業者 名 称
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

1	届出の内容			
	(1)法第115条の32第2項関係（整備）			
	(2)法第115条の32第4項関係（区分の変更）			
2 事 業 者	フリガナ 名 称			
	住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)		
	連 絡 先	電話番号	F A X 番号	
	法人の種別			
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名	フリガナ 氏 名	生年 月 日
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)		
3	事業所名称等 及び所在地		事業所名称	指定(許可)年月日
			介護保険事業所番号(医療機関等コード)	所 在 地
4	介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 生年月日
			第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
			第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要
5 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課			
	事業者（法人）番号			
	区分変更の理由			
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課			
	区 分 変 更 日		年 月 日	

(日本産業規格A列4番)

記入例1 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

別記第1号様式（第2条関係）

記入する必要はありません。 受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

届出日を記入してください。 平成 年 月 日

和歌山県知事 様

法人登記の内容等と一致させてください。法人の代表者印を押印してください。 事業者 名称 和歌山県株式会社
代表者氏名 和歌山 太郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記入する必要はありません。 事業者（法人）番号

1 届出の内容	
(1)法第115条の32第2項関係 (整備) ○	
(2)法第115条の32第4項関係 (区分の変更)	
2 事 業 者	フリガナ名 和歌山県株式会社
	住所 (主たる事務所の所在地) (郵便番号 640 - ****) 和歌山 都道 和歌山 郡 (市) 小松原通一丁目1番地 府(県) 区
	連絡先 電話番号 073-441-**** FAX番号 073-441-****
	法人の種類 営利法人
	代表者の職名・氏名・生年月日 職名 代表取締役 フリガナ 和歌山 太郎 生年 昭和++年△月□日
代表者の住所 (郵便番号 640 - ****) 和歌山 都道 海南 郡 (市) ***一丁目2番地3号 府(県) 区 (ビルの名称等) ○○マンション △号室	
3 事業所名称等及び所在地	
事業所名称	指定(許可)年月日
○○がけバス(通所介護)	平成12年4月1日
○○がけバス(予防通所介護)	平成18年4月1日
計 2か所	
介護保険事業所番号(医療機関等コード)	
所在地	
和歌山市○○-丁目2番地	
和歌山市○○-丁目2番地	

登記内容等と一致させてください。

・介護予防は「1」として教え、「みなし事業所」を除いた事業所等を記入してください。
・「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。

・欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
・添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
・なお、添付資料の表紙に事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○○か所」と記入してください。

4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 和歌山 一郎 (ワヤマ イチロウ)	生年月日 昭和++年△月□日
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要	

- ・届け出る事項について該当する番号全てに○を付けてください。
 - ・第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
 - ・第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。
- 添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
(注)添付資料については、(参考資料)に御留意ください。

新規で整備の届出を行う場合は、5の欄に記入する必要はありません。

5 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課											
	事業者(法人)番号											
	区分変更の理由											
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課											
	区分変更日	年		月		日						

(日本工業規格A列4番)

記入例2 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合

※ 届出先行政機関の変更が生じた場合は、区分変更前及び区分変更後の行政機関へそれぞれ届け出る必要があります。(法人の主たる事務所の所在地の変更の場合は、別記第2号様式での届出となります。)

注 区分変更前行政機関へ届け出る場合、「2」、「3」、「4」の項目については記入の必要はありません。

別記第1号様式(第2条関係)

記入する必要はありません。

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

届出日を記入してください。

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

法人登記の内容等と一致させてください。
法人の代表者印を押印してください。

事業者 名称 和歌山県株式会社
代表者氏名 和歌山 太郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記入する必要はありません。

事業者(法人)番号

1 届出の内容		(1)法第115条の32第2項関係(整備)		届出先区分の変更が生じた場合は「区分の変更」に○をつけてください。		
		(2)法第115条の32第4項関係(区分の変更)				
2 事業者	フリガナ 名称	ワヤマケンカブシカイシャ 和歌山県株式会社				
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 640 - ****) 和歌山 都道 和歌山 郡 (市) 小松原通一丁目1番地 府(県) 区				
	連絡先	電話番号	073-441-****	FAX番号	073-441-****	
	法人の種類	営利法人				
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ 氏名	ワヤマ 太郎	生年月日 昭和++年△月□日
3 事業所名称等 及び所在地	代表者の住所	(郵便番号 640 - ****) 和歌山 都道 海南 郡 (市) ***一丁目2番地3号 府(県) 区 (ビルの名称等) ○○マンション △号室				
	事業所名称等 及び所在地	事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号(医療機関等コード)	所在地	
		〇〇ビル(通所介護)	平成12年4月1日	3070000***	和歌山市〇〇一丁目2番地	
		〇〇ビル(予防介護)	平成18年4月1日	3070000***	和歌山市〇〇一丁目2番地	
		計 2か所				

登記内容と一致させてください。

・介護予防は、「1」として数え、「みなし事業所」を除いた事業所等を記入してください。
・「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。

・欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
・添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
・なお、添付資料の表紙に事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○〇か所」と記入してください。

4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)	生年月日
		和歌山 一郎 (ワカヤマ イチロウ)	昭和++年△月□日
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要	

- ・届け出る事項について該当する番号全てに○を付けてください。
- ・第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- ・第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。(注)添付資料については、(参考資料)に御留意ください。
- ・届出先区分の変更に伴って、指定等事業所等の数の変更により、整備する業務管理体制について変更が生じた場合も、この欄に記入してください。

名称は分かる範囲で記入してください。

区分変更前行政機関が付番した事業者(法人)番号を記入してください。

5 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課	和歌山県福祉保健部長寿社 課
	事業者(法人)番号	
	区分変更の理由	△△県にて訪問介護サービス事業所の指定を受けたため
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課	厚生労働省〇〇厚生局□□課
	区分変更日	年 月 日

名称は分かる範囲で記入してください。

事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。

- ・区分変更された理由を具体的に記入してください。
- ・欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、変更の理由がわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
- ・添付資料は、A4用紙により、両面印刷したもので構いません。

(日本工業規格 A 4)

受付番号

介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年 月 日

和歌山県知事 様

事業者 名 称
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変 更 が あ っ た 事 項

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1 法人の種別、名称(フリガナ) | 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 |
| 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日 | 4 代表者の住所、職名 |
| 5 事業所名称等及び所在地 | |
| 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日 | |
| 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 | |
| 8 業務執行の状況の監査の方法の概要 | |

変 更 の 内 容

(変更前)

(変更後)

(日本産業規格A列4番)

記入例3 届出事項に変更があった場合

別記第2号様式（第3条関係）

記入する必要はありません。 受付番号

介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

法人登記の内容等と一致させてください。
法人の代表者印を押印してください。

届出日を記入してください。 年 月 日

和歌山県知事 様

事業者 名 称
代表者氏名 印

事業者（法人）番号を記入ください。

このこと、について、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変 更 が あ っ た 事 項	
1 法人の種別、名称(フリガナ)	2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日	4 代表者の住所、職名
5 事業所名称等及び所在地	
6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日	
7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8 業務執行の状況の監査の方法の概要	

届出事項に変更があった場合は、「変更があった事項」欄の該当する項目番号に○を付け、「変更の内容」欄に具体的に記入してください。

変 更 の 内 容	
(変更前)	法令遵守責任者の氏名 和歌山 一郎 (ワヤマ イチロウ) 生年月日 昭和○年△月□日
(変更後)	法令遵守責任者の氏名 和歌山 花子 (ワヤマ ハナコ) 生年月日 昭和○年△月□日

(日本産業規格A列4番)